

# 北上川水系河川整備基本方針（案）の骨子

## 1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

### (1) 流域及び河川の概要

#### (概要)

- ・ 水源から河口までの概要
- ・ 幹川流路延長、流域面積、流域の土地利用
- ・ 古来より中尊寺、毛越寺等の奥州藤原文化に見られるような東北独自の文化を育んだ大河
- ・ イギリス海岸、展勝地、猊鼻溪、鳴子峡など優れた景勝地が随所に残されている
- ・ 流域の地形、地質、気候、年間降水量

#### (流域の自然環境)

- ・ 源流域の瀬と淵の連続する溪流にはイワナやヤマメ等が生息
- ・ 上流域では、カワセミやチゴハヤブサ等の猛禽類の姿が見られ、水域ではサケ、アユが産卵のために遡上
- ・ 中流域の河道内樹木はニホンリスやアカゲラ等の生息域、冬に飛来するオオワシ、オジロワシ等の休息場。水域の早瀬はサケ、アユ、ウグイの産卵場
- ・ 狭窄部の樹木はオオタカやミサゴ等の猛禽類が止木等に利用、オギ等の湿生草地ではオオヨシキリ等の営巣地。水域の淵にモクズガニが生息
- ・ 下流域の河岸にはヨシ群が広がっており、環境省の「日本の音風景百選」に指定。マハゼ等の汽水・海水魚も見られるほか、北上大堰下流から河口域にかけてはヤマトシジミの漁場
- ・ 旧北上川の仙北平野は日本有数の稲作地帯。感潮区間にはヒラメ、クサウオ等の純海水性の魚や、ボラ、メナダ、クルマサヨリ等の汽水性の魚が見られる

- ・ラムサール条約登録湿地である伊豆沼、内沼、蕪栗沼は、ハクチョウ、マガンをはじめとする渡り鳥の越冬地

## (水害の歴史と治水事業の沿革)

- ・江戸時代、川村孫兵衛による北上川本川、旧 迫川、江合川の三川付替
- ・明治 43 年の大洪水を契機に直轄事業による治水対策に着手
- ・下流部では旧北上川へ分派する犇波・脇谷洗堰・閘門・水門を設け、本川として新たに柳津～飯野川の開削、追波湾までは追波川拡巾・付替
- ・上流部では五大ダム（四十四田ダム、御所ダム、田瀬ダム、湯田ダム、石淵ダム）の洪水調節を計画
- ・狭窄区間の影響により、狭窄区間並びにその上流を中心に甚大な洪水被害。昭和 22 年のカスリン台風、昭和 23 年のアイオン台風によって基本高水を大幅に上回る洪水が発生
- ・昭和 26 年「北上特定地域」指定され、昭和 28 年に「北上特定地域総合開発計画（KVA事業）」を策定し、五大ダムと鳴子ダムの建設促進
- ・昭和 40 年に一級河川の指定を受け、従前の計画を踏襲した工事实施基本計画を策定
- ・北上川は昭和 48 年に工事实施基本計画を改定
- ・旧北上川は、明治 44 年からの北上川第一期改修により洪水を新川を通して追波湾に流下
- ・昭和 24 年改修計画時に、北上川から旧北上川への洪水時分派量を  $0\text{ m}^3/\text{s}$  と定め、昭和 28 年に一部改定
- ・支川江合川は、江合・鳴瀬両川改修事業として大正 6 年に着手、新江合川を新たに開削して鳴瀬川に流下
- ・支川迫川は、昭和 7 年に治水事業に着手
- ・旧北上川、支川江合川、支川迫川も同様に昭和 40 年に一級河川の指定を受け、従前の計画を踏襲した工事实施基本計画を策定、昭和 55 年に一部改定
- ・近年の洪水においては未だ多く残る無堤区間や狭窄区間、砂鉄川などの支川において家屋浸水被害が生じている

- ・ 現在、一関遊水地や胆沢<sup>いさわ</sup>ダムの整備とともに、無堤区間や支川における河川改修を重点的に実施。狭窄区間では、地形や土地利用を考慮した効率的な治水対策
- ・ 一関遊水地平泉堤防の整備に先立ち行われた遺跡発掘調査により「柳之<sup>やなぎの</sup>御所遺跡<sup>ごしよ</sup>」が発見され、治水と遺跡の保存との両立
- ・ 旧北上川においては、鳴子ダム、新江合川への分派によって洪水被害を軽減しているが、旧北上川河口部等で浸水被害が生じている
- ・ 現在、鴫波洗堰と脇谷洗堰・閘門・水門の改築事業、長沼ダム等の河川改修を実施
- ・ 両洗堰は、昭和初期に建設された近代土木遺産であり、歴史的、文化的に価値が高いことから施設を保全・活用
- ・ 砂防工事については、北上川上中流部では昭和7年から荒廃の著しい雫石川、和賀川、猿ヶ石川等の支川において実施。
- ・ 岩手山の北東に位置する八幡平山系では、国の直轄事業として火山砂防事業を実施

### (河川水の利用)

- ・ 昔から水利用に関わる事業が展開されており、特に胆沢川や磐井<sup>いわいがわ</sup>川等では、支川上流域からの水開発事業がなされている
- ・ 水を公平に分配する円筒分水工は当該型式としては日本最大規模
- ・ 生活圏の拡大とともに慢性的な水不足が生じ、現在でも湯水の年には番水制が見られる
- ・ 約 12 万 6 千 ha に及ぶ広大な耕地のかんがい用水、9 市 6 町の約 146 万人の水道用水、工業用水の補給
- ・ 水力発電は大正 3 年に運転開始された「磐井川発電所」「水神発電所」を初めとし 33 施設の発電所によって総最大出力約 27 万 kW の電力供給

## （水質）

- ・ 松尾鉱山の強酸性水による汚染によって、昭和 40 年代にはアユ、サケ、ウグイ等の魚類の大量へい死事故が相次ぎ「死の川」
- ・ 昭和 47 年より中和処理を行い、昭和 57 年からは岩手県が新中和処理施設を管理運用
- ・ 現在は清流を取り戻し盛岡市街地までサケやアユ等が遡上

## （河川の利用）

- ・ 堰などの河川構造物が少なく、上流から下流までカヌー等で下ることができることから多くの水面利用
- ・ 特徴的な河岸であるイギリス海岸や「日本のさくら名所百選」に選ばれた展勝地があり多くの観光客で賑わう
- ・ 下流部の北上大堰から下流に広がるヨシ原で現在でもヨシ刈や火入れが行われ、またシジミ漁も盛ん
- ・ 旧北上川では川村孫兵衛に対する報恩感謝祭りや支川江合川の河川敷では「東北<sup>ばんば</sup>輓馬競技大会」が桜祭りとともに毎年開催される風物詩
- ・ 舟運時代の歴史に着目し、船着き場等の水辺拠点整備、NPO 団体によるひらた船復元や航路調査等が行われ、川を軸とした地域交流、地域づくりの活性化
- ・ 水辺拠点を中心に、北上川流域に関わる自然や治水・利水・環境に関わる様々な体験学習の場として活用

## (2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

### (治水、利水、環境の総合的な方針)

- ・ 流域の多様な歴史・文化や河川景観等の地域性を理解し、これを育ててきた北上川の自然環境やネットワーク機能を保全、継承
- ・ 関係機関や流域住民と総合的なビジョンについて共通の認識を持ち、連携・調整を図りながら治水・利水・環境に関わる施策を総合的に展開
- ・ 水源から河口まで水系一貫した計画もと、段階的な整備を進めるにあたり目標を明確にして実施
- ・ 健全な水循環系の構築を図るため、流域一体で取り組む
- ・ 河川の有する多面的機能を十分発揮できるよう維持管理を適切に行う

## ア．災害の発生の防止又は軽減

### (流域全体の河川整備の方針)

- ・ 河道や沿川の状況等を踏まえ、それぞれの地域特性にあった治水対策を講じる
- ・ 豊かな自然環境や史跡に配慮しながら、堤防の新設、拡築及び河道掘削を行い、河積を増大させる
- ・ 狭窄部、支派川の分合流部等において洪水の安全な流下、河床の安定を図るため、洪水時の水位の縦断変化等について継続的な調査観測を実施
- ・ 河道で処理できない流量については、気象予測や情報技術の進展等を踏まえた、より効果的な洪水調節を行うなど、既設洪水調節施設の治水機能向上を図るとともに、洪水調節施設を整備する
- ・ 内水被害の著しい地域については、関係機関と連携・調整を図りつつ、必要に応じて内水被害の軽減対策を実施
- ・ 明治橋から上流部においては、洪水調節施設によって河道への負担を軽減させる。河道掘削にあたっては、盛岡市中心部における緑豊かな空間形成をできる限り維持

- ・ 明治橋から狐禅寺までの中流部においては、洪水調節施設によって河道への負担を低減させ、堤防の新設、拡築及び河道掘削による河積の拡大、護岸等の整備により計画規模の洪水を安全に流下させる。また、治水対策を早期かつ効果的に進めるため、河道や沿川の状況等を踏まえ、住民との合意形成を図りつつ、連続した堤防による洪水防御だけでなく輪中堤や宅地の嵩上げ等を実施
- ・ 狭窄部においては、地形的特性から早期に治水効果を発揮する対策として、輪中堤や宅地の嵩上げ等を実施
- ・ 狭窄部から下流部においては、堤防の新設、拡築及び河道掘削により、計画規模の洪水を安全に流下させる。河道掘削にあたっては、河口付近の良好な河川環境等に配慮する
- ・ 旧北上川においては、洪水調節施設によって河道への負担を低減させ、洪水流量の北上川本川からの分離、支川江合川から隣接する鳴瀬川水系への分派を、両河川の治水バランスに配慮し整備

### **(河川管理施設の管理、ソフト対策)**

- ・ 河川管理施設の適切な管理と施設管理の高度化、効率化
- ・ 河道内の樹木については、計画的な伐採等適正に管理
- ・ 土砂、流木管理については、治山と治水の一体的整備
- ・ 地震・津波防災を図るため、堤防の耐震対策等を講ずるとともに、防災拠点等の整備
- ・ 土砂・火山防災を図るため、土砂対策を講ずるとともに、産学官と報道機関で構成する研究交流組織と連携した監視体制を図る
- ・ 計画規模を上回る洪水及び整備途上段階での施設能力以上の洪水が発生し氾濫した場合においても、被害をできるだけ軽減するため、河道や沿川の状況等を踏まえた必要な対策を実施
- ・ 超過洪水対策を含めた本川及び支川の整備にあたっては、本支川及び上下流のバランスを考慮し、水系一貫した河川整備

## **イ．河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持**

### **（河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持）**

- ・ 既設ダム群の有効活用や連携を図り、新たな水資源開発を行うとともに、広域的かつ合理的な水利用を促進
- ・ 森・川・海との関連に配慮し、関係機関と連携を図りつつ必要に応じた対策を実施
- ・ 渇水時の被害を軽減するため、情報提供等の体制整備や水融通の円滑化など、関係機関等と連携して推進

## **ウ．河川環境の整備と保全**

### **（河川環境の整備と保全の全体的な方針）**

- ・ 流域の歴史や文化と北上川のことを考慮しつつ、多様な動植物が生息・生育する豊かな自然環境を次世代に引き継ぐ
- ・ 河川環境の整備と保全が適切に行われるよう、地域と連携しながら川づくりを推進

### **（動植物の生息地・生育地の保全）**

- ・ 河川とその周辺の生態系に配慮し、治水との調和
- ・ 動植物の生息場、休息場等となっている河道内樹木等の適正な管理
- ・ サケやアユ等の回遊性魚類の遡上環境や産卵床の保全
- ・ 水産資源となっているヤマトシジミやモクズガニの生息域の保全

### **（良好な景観の維持・形成）**

- ・ 歴史を育み詩情豊かな美しい川として史跡や良好な景観資源の保全・活用

### **（人と河川との豊かなふれあいの確保）**

- ・ 生活の基盤や歴史、文化、風土を形成してきた北上川の恵みを活かしつつ、自然とのふれあい、歴史、文化、環境学習ができる場等の整備保全

## **(水質)**

- ・ 松尾鉾山からの強酸性の廃水が流入したことで魚類が大量へい死する等、自然環境、河川利用等への影響が生じた経緯を踏まえ、継続して中和処理による水質改善を関係機関と協力しつつ、抜本的な改善策等についても検討
- ・ 関係機関や地域住民と連携・調整を図りながら水質改善に努める

## **(河川敷地の占用及び工作物の設置・管理)**

- ・ 治水・利水・河川環境との調整を図る

## **(モニタリング)**

- ・ 環境に関する情報収集やモニタリングを適切に行い、河川整備や維持管理に反映

## **(地域の魅力と活力を引き出す河川管理)**

- ・ 河川に関する情報を地域住民と幅広く共有し、防災学習、河川利用に関する安全教育、環境教育等の充実
- ・ 上下流の交流活動、河川愛護活動、河川清掃など流域の住民が自主的に行う河川管理への幅広い参画等を積極的に支援



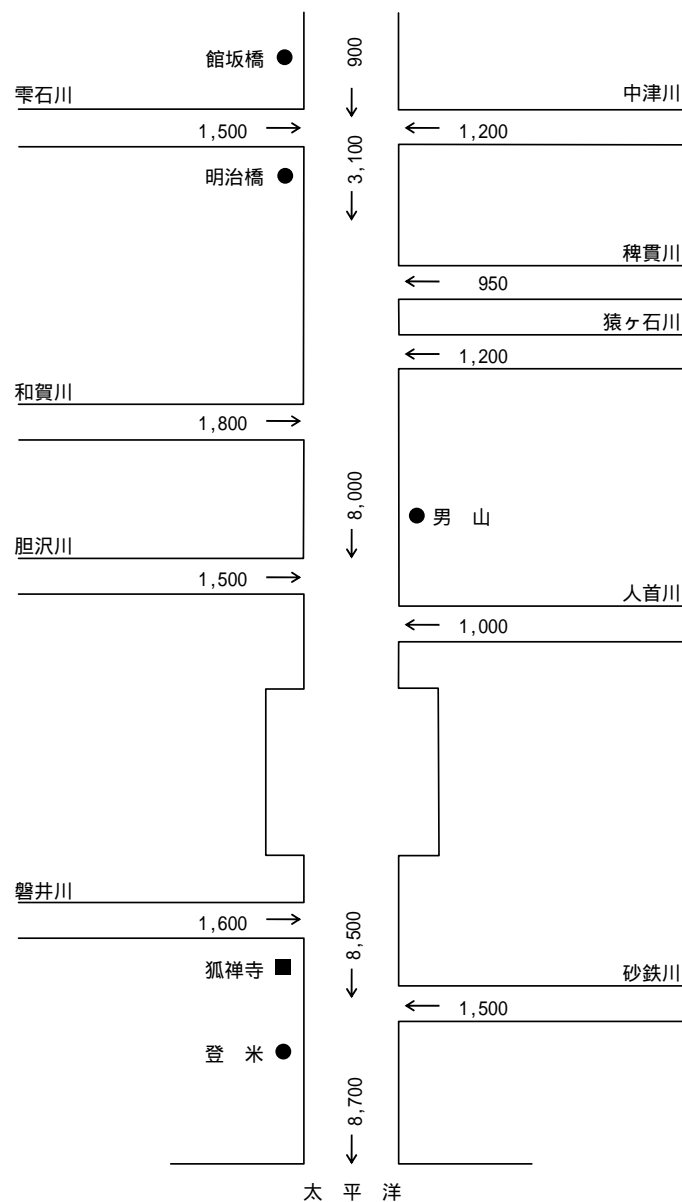
## 2. 河川の整備の基本となるべき事項

### (1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

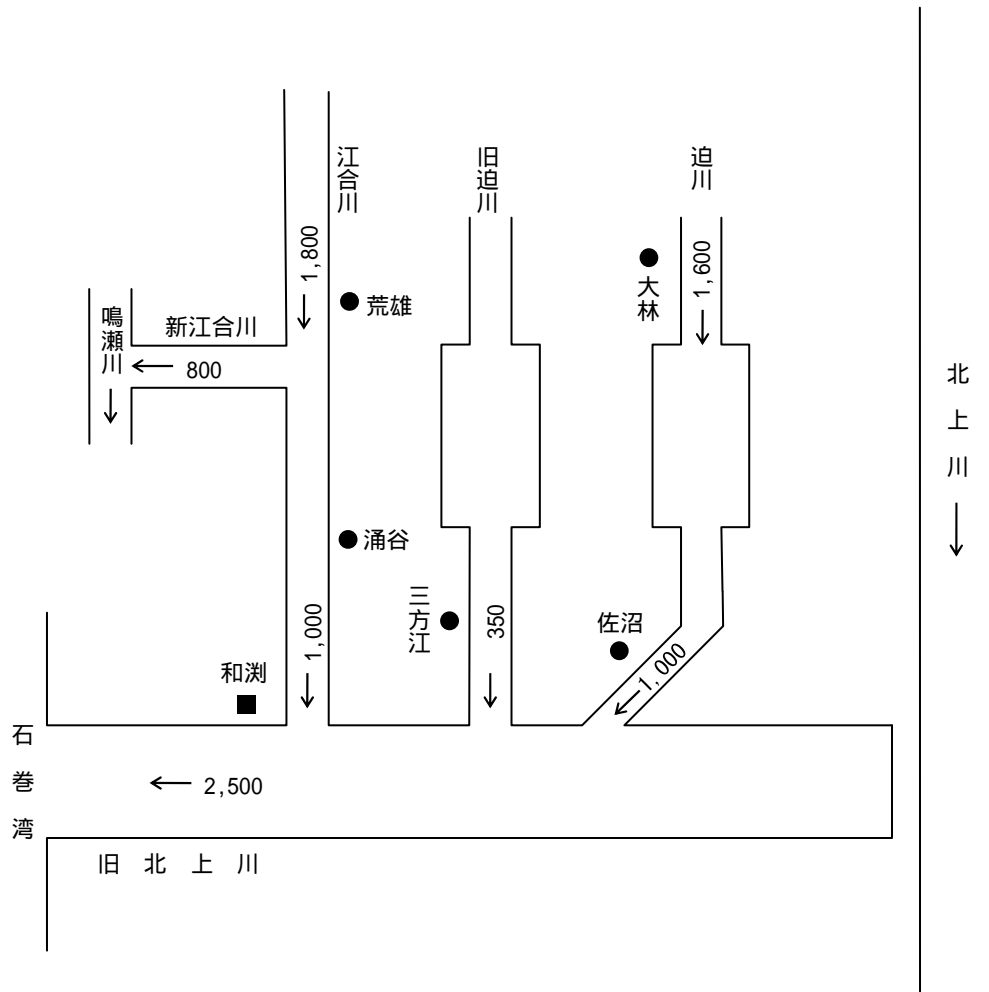
表-1 基本高水のピーク流量等一覧表

河川名	基準地点	基本高水のピーク流量 ( $\text{m}^3/\text{s}$ )	洪水調節施設による調整流量 ( $\text{m}^3/\text{s}$ )	河道への配分流量 ( $\text{m}^3/\text{s}$ )
北上川	狐禅寺	13,600	5,100	8,500
旧北上川	和澁	4,100	1,600	2,500

### (2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項



北上川計画高水流量図 (単位:  $\text{m}^3/\text{s}$ )



旧北上川、江合川及び迫川計画高水流量図 (単位: m<sup>3</sup>/s)

### (3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形にかかる川幅に関する事項

主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表

河川名	地点名	河口又は合流点からの距離(km)	計画高水位(T.P.m)	川幅(m)	摘要
北上川	館坂橋	189.5	124.03	80	<北上川> 計画高潮位 T.P. 1.62m 打ち上げ高 3.00m
	明治橋	186.5	120.56	170	
	男山	124.7	55.44	440	
	狐禅寺	77.9	27.71	640	
	登米	31.2	12.14	390	
旧北上川	和 湊	21.8	5.35	420	<旧北上川> 計画高潮位 T.P. 1.63m 打ち上げ高 2.50m
江合川	荒 雄	旧北上川合流点から 26.6	20.91	190	
	涌 谷	旧北上川合流点から 10.8	10.18	150	
新江合川		鳴瀬川合流点から 4.5	20.57	120	
迫 川	大 林	旧北上川合流点から 33.4	16.78	240	
	佐 沼	旧北上川合流点から 16.9	9.38	100	
旧迫川	三方江	旧北上川合流点から 12.7	6.44	270	

注) T.P. 東京湾中等潮位

### (4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するために必要な流量に関する事項

- ・ 利水の現況、動植物の保護・漁業、水質、景観、塩害の防止等を考慮し、狐禅寺地点において概ね 70m<sup>3</sup>/s、明治橋地点において概ね 20m<sup>3</sup>/s とする